

# 設計図書 (当初)

課長	係長	検算者	担当者
----	----	-----	-----

令和4年度

## 森林経営管理制度に基づく意向調査業務委託 (野上地区)

表-1に示す設計図書は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書である。

表-1 設計図書内訳

表紙	設計書	位置図	委託費内訳表	特記仕様書	図面
P1	P2	P3	P4~P15	P16~P24	P25~P26

参考資料

表-2に示す参考資料は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書ではない。

表-2 参考資料内訳

数量計算書	その他	

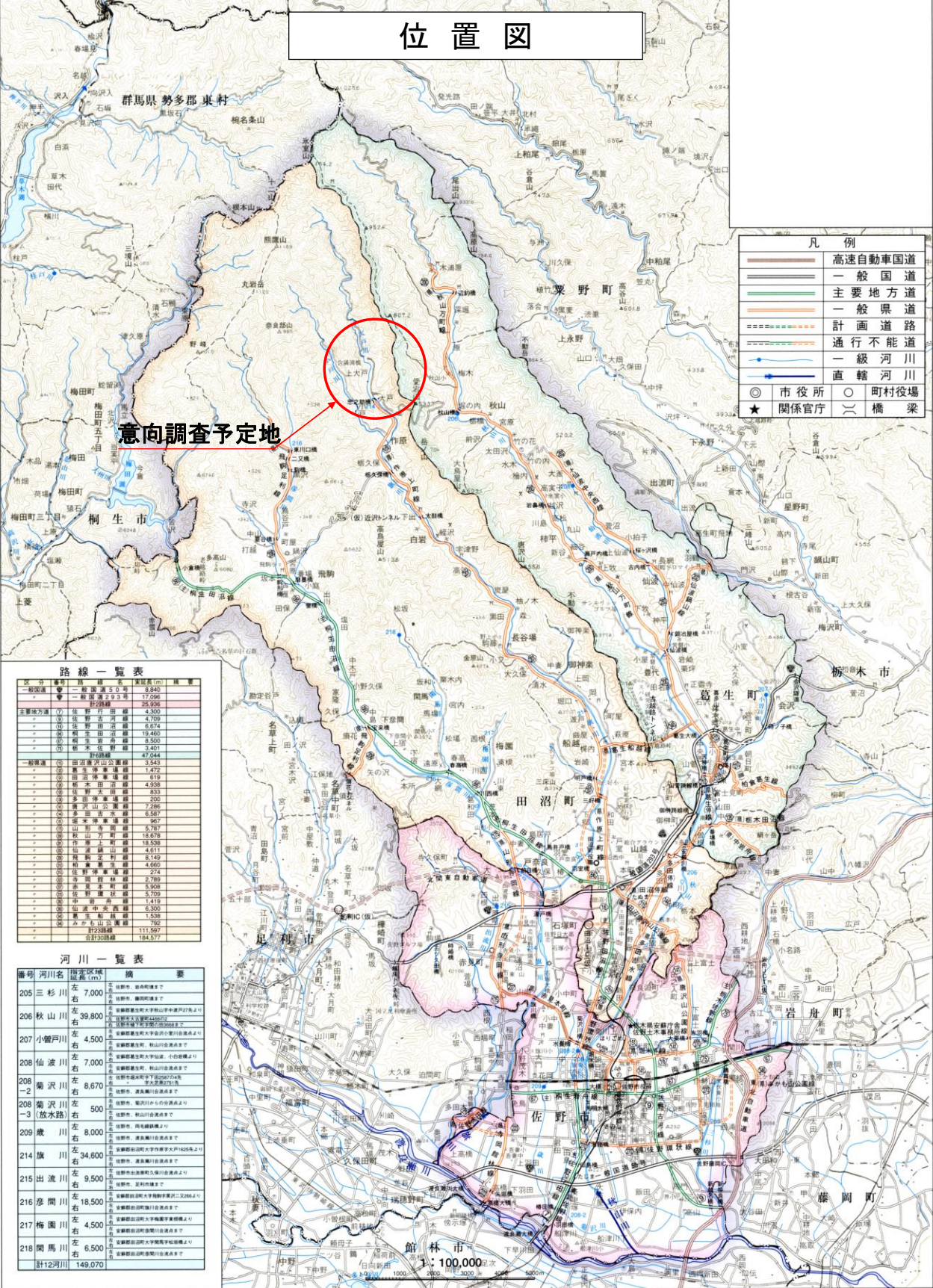
# 設 計 書

市長	副市長	部長	課長	係長	検算者	設計者
----	-----	----	----	----	-----	-----

令和4年度	委 託 名	令和4年度 森林経営管理制度に基づく意向調査業務委託(野上地区)	期 間	令和 年 月 日から 令和 5年 3月10日まで
作成 令和4年10月	事業実施 場 所	佐野市作原町	監督職員 氏 名	
設計 理由	森林経営管理制度に基づく意向調査を実施する。			
委託 の 種別 及び 概要				
	意向調査		1.00 式	

この地図は国土院の提供を受けた、国土地理院の地形図を基に、国土地理院の地形図の1/100,000の縮尺で複製したものである。 地図番号は14図幅第122号

# 位置図



意向調査予定地

凡例	
	高速自動車国道
	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	計画道路
	通行不能道
	一級河川
	直轄河川
	市役所
	町村役場
	関係官庁
	橋梁

路線一覧表

区分	路線名	延長(km)	橋長(m)	備考
一般国道	一般国道50号	8.840	8,840	
	一般国道293号	17.096	25,936	
主要地方道	① 佐野行田線	4.930		
	② 佐野吉田線	4,709		
	③ 佐野田沼線	6,674		
	④ 桐生田沼線	19,460		
	⑤ 桐生赤井線	8,500		
一般県道	① 田沼津山公園線	3,543		
	② 桐生津山公園線	1,472		
	③ 田沼津山公園線	4,918		
	④ 桐生田沼線	4,938		
	⑤ 佐野津山公園線	4,833		
	⑥ 多田津山公園線	200		
	⑦ 津山公園線	7,286		
	⑧ 多田津山公園線	6,587		
	⑨ 桐生津山公園線	967		
	⑩ 山形津山公園線	3,337		
	⑪ 作原上野線	18,538		
	⑫ 佐野津山公園線	4,611		
	⑬ 佐野津山公園線	8,149		
	⑭ 寺岡津山公園線	4,660		
	⑮ 寺岡津山公園線	2,789		
市道	① 佐野津山公園線	3,908		
	② 佐野津山公園線	5,709		
	③ 中津山公園線	1,419		
	④ 仙道中津山公園線	6,300		
	⑤ 桐生津山公園線	1,538		
	⑥ 赤井津山公園線	762		
	⑦ 赤井津山公園線	111,597		
	⑧ 赤井津山公園線	184,577		
	⑨ 赤井津山公園線			
	⑩ 赤井津山公園線			

河川一覧表

番号	河川名	延長(km)	橋長(m)	備考
205	三杉川	左右 7,000		佐野市、赤井町橋まで 佐野市、藤岡町橋まで
206	秋山川	左右 39,800		佐野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで
207	小幡川	左右 4,500		安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで
208	仙波川	左右 7,000		安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで
208	菊沢川	左右 8,670		安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで
208	菊沢川	左右 500		安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで
209	鹿川	左右 8,000		安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで
214	旗川	左右 34,600		安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで
215	出流川	左右 9,500		安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで
216	彦岡川	左右 18,500		安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで
217	梅園川	左右 4,500		安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで
218	関馬川	左右 6,500		安曇野市、赤井町橋まで 安曇野市、赤井町橋まで
計12	河川	149,070		

縮尺 1:100,000

意向調査						
種別	区分	数量	単位	単価	金額	備考
直接費						
計画準備及び資料収集整理		1.00	式			単価表1
意向調査票の作成		1.00	式			単価表2
所有者別地番リスト・地番位置図作成		1.00	式			単価表3
意向調査票発送・回収		1.00	式			単価表4
森林経営管理制度の制度説明会の実施		1.00	式			単価表5
不明森林所有者の対応		1.00	式			単価表6
意向調査結果の集計・分析		1.00	式			単価表7
報告書作成		1.00	式			単価表8
打合せ協議		1.00	式			単価表9
直接人件費 計						
直接経費(交通費等)		4.00	回			初回、中間2回、納品
直接原価計		計				

その他原価						
業務原価	直接原価+その他原価					
一般管理費						
小計						
消費税						
合計						

# 計画準備及び資料収集整理

名称・規格	数 量	単 位	単価表1		摘 要
			単 価	金 額	
主任技師		人			
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
技師 (C)		人			
計	1.00	式			

# 意向調査票の作成

名称・規格	数 量	単 位	単 価	単価表2	
				金 額	1 式あたり
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
技師 (C)		人			
技術員		人			
計	1.00	式			

# 所有者別地番リスト・地番位置図作成

単価表3

1 式あたり

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
技師 (C)		人			
計	1.00	式			



# 意向調査票発送・回収

単価表4 1 式あたり

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
技師 (C)		人			
技術員		人			
計	1.00	式			

# 森林経営管理制度の制度説明会の実施

単価表5

1 式あたり

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
技師 (C)		人			
技術員		人			
計	1.00	式			

# 不明森林所有者の対応

単価表6

1 式あたり

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
計	1.00	式			

# 意向調査結果の集計・分析

名称・規格	数 量	単 位	単 価	単価表7	
				金 額	1 式あたり
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
技師 (C)		人			
技術員		人			
計	1.00	式			

# 報告書作成

単価表8

1 式あたり

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
技師 (C)		人			
計	1.00	式			

# 打合せ協議

単価表9 1 式あたり

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
計	1.00	式			

# 旅費交通費単価表

ライトバン運転 1500cc

単価表10

1 回当たり

名称・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ライトバン1時間当たり損料		h			
ライトバン供用1日当たり損料		日			
ガソリン            レギュラー	8.66	ℓ			
計	1.00	日			

# 令和4年度 森林経営管理制度に基づく意向調査業務委託（野上地区） 仕様書

## 第1章 総則

### （適用範囲）

#### 第1条

本仕様書は、佐野市（以下「発注者」という）が委託する令和4年度 森林経営管理制度に基づく意向調査業務（以下「本業務」という）に適用するものである。

### （目的）

#### 第2条

本業務は、発注者における森林所有者への意向調査を受託者に委託し、経営管理権集積計画の策定を円滑に実施することを目的とする。

### （業務概要）

#### 第3条

本業務の概要は以下のとおりとする。

- （1）計画準備及び資料収集整理
- （2）意向調査票の作成
- （3）所有者別地番リスト・地番位置図作成
- （4）意向調査票等の発送・回収
- （5）森林経営管理制度の制度説明会の実施
- （6）不明森林所有者の対応
- （7）意向調査結果の集計・分析
- （8）報告書作成
- （9）打合せ協議

### （準拠法令等）

#### 第4条

本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- （1）森林法（昭和26年6月26日法律第249号）
- （2）森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）
- （3）森林経営管理法（平成30年法律第35号）
- （4）森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）
- （5）森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）
- （6）森林経営管理制度に係る事務の手引（その1）（令和4年4月 林野庁計画課）
- （7）森林経営管理制度に係る事務の手引（その2）（令和4年4月 林野庁計画課）
- （8）林地台帳及び地図整備マニュアル（平成28年10月公表、平成31年4月改訂）



- (9) 林地台帳及び地図運用マニュアル（平成29年3月公表、平成31年4月改訂）
- (10) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- (11) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）
- (12) 地理情報標準プロファイル（国土交通省国土地理院）
- (13) 佐野市個人情報の保護に関する条例
- (14) その他関係法令，規則，通達等

（業務指示）

第5条

本業務を実施するにあたり、受託者は当該契約に基づき発注者と綿密な連絡をとり、その指示を受けなければならない。

（主任技術者及び業務責任者）

第6条

本業務を実施するにあたり、担当技術者、および業務責任者を選任するものとする。

（業務計画）

第7条

業務着手前に本仕様書に基づき、工程毎の業務方法及び内容についての計画を立案し、以下の書類を委託者に提出し、委託者の承認を受けなければならない。また、その内容を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 着手届
- (4) 主任技術者及び現場代理人届
- (5) その他必要書類

（納期）

第8条

本業務の納期は、令和5年3月10日とする。なお、納期内であっても本業務の内完成した成果品については提出を求める場合がある。

（関係官公署への手続き等）

第9条

受託者は、本業務実施のために関係官公署への手続等が必要な場合は、発注者と協議の上、その指示を受けて迅速に処理を行うものとする。また、関係官公署等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議を行い、その指示に従うものとする。

(業務状況の報告)

第10条

受託者は、本業務の各工程が終了する毎に、作業状況及び作業内容を文書にて報告し、次の工程に進むものとする。

(諸事故の処理)

第11条

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受託者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者へ報告しなければならない。

(貸与資料)

第12条

本業務を遂行するにあたり、発注者は受託者に次の各号に掲げる資料を貸与するものとするが、受託者は貸与資料の取り扱いについてその重要性を認識し、破損、汚損のないよう慎重に取り扱い情報漏洩等の事故のないよう取扱及び保管を厳重に行うものとする。また、貸与された資料等については、発注者の許可なく複製してはならず、本業務以外での利用を禁止する。本業務完了後は速やかに発注者に貸与資料を返却しなければならない。

- (1) 所有者・地番リストデータ
- (2) 林地台帳地図データ
- (3) 地形図（森林基本図等）データ
- (4) 森林計画図データ

(成果品の検査)

第13条

受託者は、中間検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を準備し、主任技術者が立会いの上、検査を受けなければならない。

(成果品の帰属)

第14条

本業務における成果品の帰属は、すべて発注者とする。受託者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

(損害賠償及び瑕疵担保)

第15条

受託者は、業務完了後といえども、受託者の過失又は疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに成果品の訂正・補足をしなければならない。なおこれに要する経費は、受託者の負担とする。

(個人情報の取り扱い)

## 第16条

### 1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等関係法令に基づき次に示す事項等の個人情報の漏洩、紛失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 2 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。また、受託者は下記の事項を遵守し、個人情報保護体制及び個人情報保護方針について事前に報告すること。これはプライバシーマーク又はISMSの取得証明書の写しの提出をもって代わりとすることができる。

- (1) 作業を行う部屋は固定し、入室管理及び施錠できること。
- (2) パソコンを使用する場合は、ID又はパスワードにより業務従事者のみがデータ入力及び閲覧できる措置を講じること。
- (3) 貸与された個人情報等を鍵のかかるロッカー等に保管しなければならない。
- (4) 個人情報等の移動は、安全及び確実な方法で行うこと。

### 3 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ発注者に利用目的を明示しなければならない。

### 5 複写などの禁止

受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために受託者から提供を受けた個人情報が記載された資料などを複製してはならない。

### 6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記載された資料等を複写し、又は複製してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるも

のとする。

#### 7 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合にはこれに従うものとする。また、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

#### 8 管理の確認等

- (1) 受託者は、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取り扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務委託に係る個人情報の管理の状況について、受託者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
- (2) 受託者は個人情報保護管理者と個人情報保護監査責任者を設置し、業務計画書に記載するものとする。
- (3) 発注者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要に応じて個人情報の取り扱い状況について検査することができる。

(疑義)

#### 第17条

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(納入場所)

#### 第18条

本業務における成果品の納入場所は佐野市産業文化スポーツ部農山村振興課とする。

## 第2章 森林所有者意向調査

### (業務対象範囲)

#### 第19条

本業務の対象範囲は以下のとおりとする。

- ・野上地区 第10, 11, 12, 50, 51, 52 林班
- ・意向調査調査対象人数 約60人

### (業務内容)

#### 第20条

本業務は、森林所有者に対する意向調査を効果的かつ効率的に実施するものとする。

### (計画準備及び資料収集整理)

#### 第21条

業務の実施に先立ち、実施方針、実施体制、工程等を検討し、業務計画書としてとりまとめるとともに、本業務に必要な資料について収集整理するものとする。

- 2 調査対象森林所有者について不明森林所有者を減らすため、予め森林所有者の情報を登記簿等により精査するものとする。

### (意向調査票の作成)

#### 第22条

森林法施行規則、森林経営管理法、森林経営管理制度に係る事務の手引(その1)に準拠し、また佐野市の過去の意向調査票を元に意向調査票を作成し、発注者と協議の上、意向調査票の内容を確定するものとする。

- 2 意向調査票の原案は、現在の経営状況、今後の経営方針や所有の意向等の項目を含むものとする。
- 3 調査対象森林所有者の意向調査に対する理解と協力を促進するため、以下の各種説明資料を作成するものとする。内容については、過去の資料を参考に発注者と協議の上決定するものとする。

- (1) 森林経営管理制度の説明資料
- (2) 意向調査依頼書
- (3) 意向調査回答例

### (所有者別地番リスト・地番位置図作成)

#### 第23条

発注者より貸与される所有者リストデータを基に名寄せ処理を行い、所有者別の地番リストを作成するものとする。

- 2 所有者別の地番リストを基に、所有地番の位置図を作成するものとする。
- 3 作成する所有者別地番リスト、および位置図の件数は以下のとおりとする。

- |           |       |
|-----------|-------|
| 所有者別地番リスト | 約60件  |
| 地番位置図     | 約60人分 |

(意向調査票発送・回収)

第24条 第22条で作成した意向調査票及び意向調査のための各種説明資料、第23条で作成した地番リスト及び地番位置図を封筒に封入し、発送するものとする。その際に、意向調査票の回収先は受託者とするものとする。

2 以下の業務は受託者が実施するものとする。

- (1) 宛名ラベル作成
- (2) 返信用封筒の準備、返送先の印刷、切手等の準備
- (3) 地番リスト、地番位置図、意向調査票等の印刷
- (4) 発送手配（特定記録郵便）
- (5) 未返信者を対象に配布回収期間中に催促状（はがき等）を送付
- (6) 返送された意向調査票の回収・整理

3 返信された意向調査票において、回答内容に不備または不明な事項がある場合、意向調査票に記載された連絡先に架電の上、正しい内容を聴取し、有効回答率を向上させるための対応を実施するものとする。

第25条 受注者は、森林所有者からの問い合わせ対応のため、コールセンターを以下のとおり設置するものとする。

(1) 設置期間

意向調査票発送開始日～令和5年2月末日

(2) 設置時間

平日9時00分～17時00分

(但し、12月28日から1月3日までの年末年始及び土曜・休日を除く。)

(3) 受託者は森林所有者からの質疑応答を想定したQ&Aを事前に作成し、発注者に報告するものとする。作成するQ&Aについては過去に佐野市で実施した意向調査の問い合わせ事例を加味したものとする。

(4) 受託者は問い合わせ管理表を作成し、コールセンターへの問い合わせ・回答の内容等を記録するものとする。

(5) 問い合わせの内容および回答の内容等については、問い合わせ管理表をもって適宜発注者へ報告し、又発注者の求めに応じていつでも報告しなければならない。

(森林経営管理制度の制度説明会)

第26条

森林経営管理制度の理解促進を図るため、意向調査票発送後、意向調査対象者に対して受託者が主体で森林経営管理制度の制度説明会を以下のとおり実施する。

(1) 業務内容

・ 受託者は、森林経営管理制度の概要説明及びアンケート用紙記入方法等について説明を行うものとする。

(2) 想定参加者数

・ 1回開催…30人を想定

(3) 実施回数

- ・ 1回(2時間程度)を想定

(4) 日時

- ・ 日時については発注者と協議の上決定するものとする。

(5) 開催準備等

- ・ 会場等については、発注者が手配するものとする。
- ・ 会場準備は受託者が行うものとし、開始時間30分前には会場準備を終了していること。
- ・ 受託者は、説明に必要な資料等は、受託者の負担で作成する。

(6) その他

- ・ 受託者の各会場への移動手段は、受託者の負担で手配する。

(不明森林所有者の対応)

第27条

第24条の意向調査票を発送した結果、未達により確知できなかった以下の条件に該当する所有者及び共有者(以下「不明森林所有者」という)の探索を発注者が行った結果により再度意向調査票を発送し、結果を調査結果一覧表に取りまとめるものとする

- (1) 所在が不明である旨の連絡があった者
- (2) 森林所有者ではない旨の連絡があった者
- (3) 意向調査票が受け取られなかった者

(意向調査結果の集計・分析)

第28条

意向調査結果の集計を行い、回答の傾向を分析するものとする。

- 2 集計・分析にあたっては、表計算ソフトにより回答毎に所有者の傾向が把握できるよう整理する。
- 3 森林経営の委託を希望する森林について森林GISに結果を反映させる。データについてはShape式で納品し佐野市が所有する山林管理システムに対応する形で納品する。分析項目については、発注者と協議の上、決定するものとする。

(報告書作成)

第29条

本業務の実施内容を意向調査報告書として取りまとめるものとする。

- 2 意向調査報告書は、調査期間、実施数量、調査票回収率、分析結果等の内容を記載するものとする。

(打合せ協議)

第30条

打合せ協議を着手時、中間時(2回)及び成果納入時に行うものとする。なお、本業務の適正な

遂行を図るため、また手戻りの生じないよう監督員と綿密な連絡をとり、その都度打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

### 第3章 成果品

(成果品)

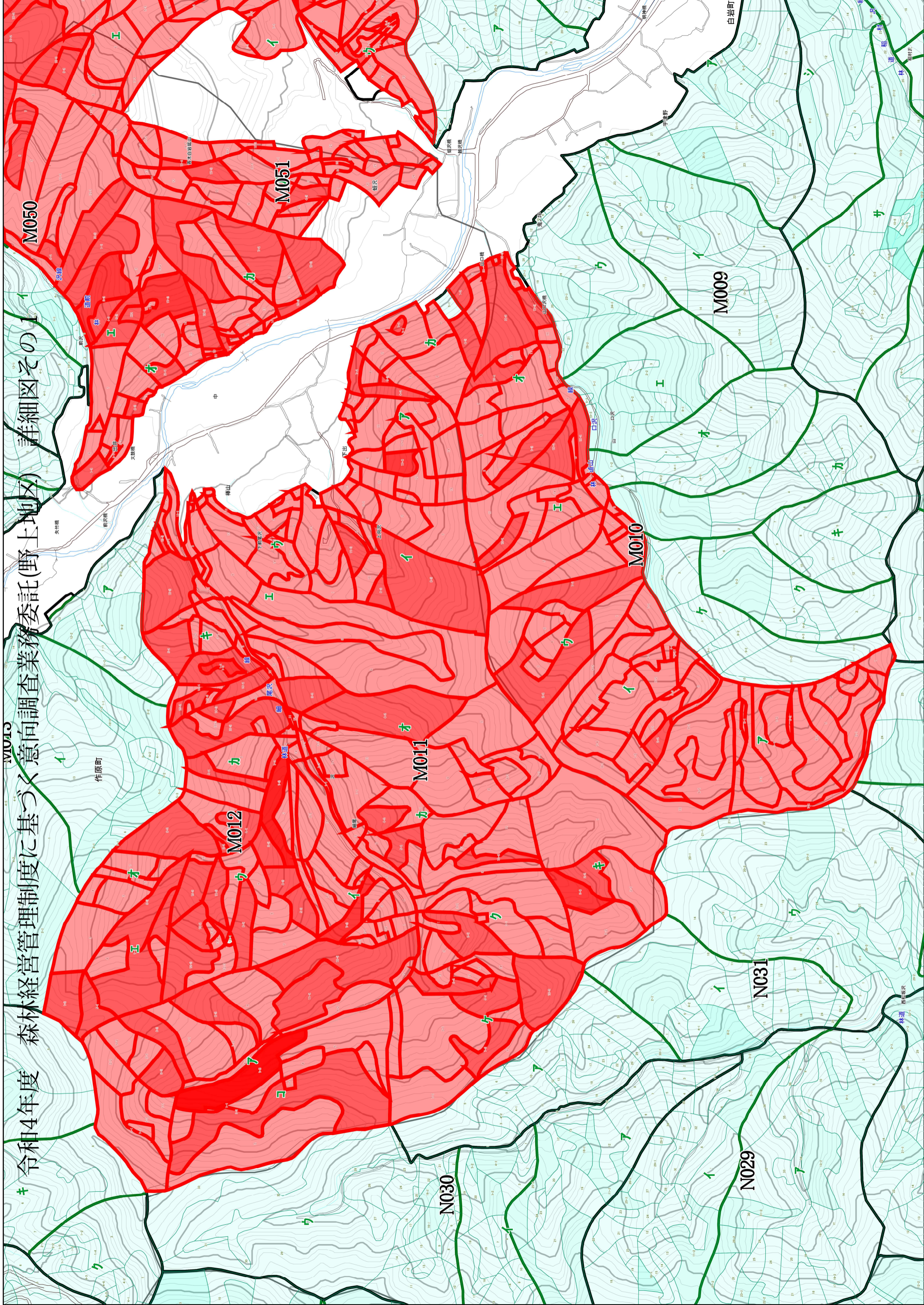
#### 第31条

業務の成果品は、以下のものとする。

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 意向調査報告書                 | 1式 |
| (2) 意向調査回答票                 | 1式 |
| (3) 意向調査のための各種説明資料（説明会資料含む） | 1式 |
| (4) 意向調査問い合わせ管理表            | 1式 |
| (5) 森林経営管理制度の制度説明会資料        | 1式 |
| (6) 意向調査分析結果                | 1式 |
| (7) 意向調査結果（Shape形式含む）       | 1式 |
| (8) 打合せ記録簿                  | 1式 |
| (9) その他、本業務内で整備されたデータ等      | 1式 |

以上





令和4年度 森林経営管理制度に基づく意向調査業務委託(野上地区) 詳細図その1

令和4年度

森林経営管理制度に基づく意向調査業務委託(野上地区)

詳細図その2

